

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第8号

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を削り、同項第2号を同項とし、同条第3項を次のように改める。

3 カードの使用範囲は、次のとおりとする。

乗合自動車及び高速鉄道

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第1項第2号中「(市バスとくとくカードを除く。)」を削る。

第7条第1号中「又は同規程第26条第2項」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 高速鉄道の駅で、トラフィカ京カードの残額から旅客運賃の種類に応じた金額を差し引くことにより、次に掲げる乗車券に引き換えることができる。

ア 普通券

イ 乗合自動車・高速鉄道連絡普通券

ウ 自動車線連絡普通券

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第14条を次のように改める。

第14条 削除

別記様式第1号を削り、同様式第2号を同様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売したスルッとKANSAI都カード、特定割引カード及び共通各社が発行するプリペイドカードは、平成30年1月31日まで使用することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(交通局営業推進室)